

一般社団法人日本衛生検査所協会  
遺伝子検査受託倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本衛生検査所協会（以下「本協会」という。）遺伝子検査受託倫理審査委員会（以下「委員会」という。）は、本協会組織運営規則第3条の2の規定に基づいて設置し、本協会の「遺伝学的検査受託に関する倫理指針」（以下「本指針」という。）の適正な実施につき必要な事項を審議することを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は本協会の会員及び学識経験者の中から、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会の会務を総轄し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、会長の要請があったとき又は委員長が必要と認めたとき、委員長が招集する。

2 委員会の委員は代理出席を認めない。

(委員会の運営・議事)

第6条 委員会は、行政府及び関係学会等において策定される倫理指針等を参考に、本指針の趣旨を踏まえ適切に対応する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときは関係者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

5 委員会の議決につき特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることはできない。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

(答申等)

第8条 委員会は、審議の結果を委員会意見として、会長に答申し、又は具申する。

2 意見の答申等は、文書を持って行う。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は本協会に置く。

2 事務局は、議事録の作成、その他の事務を行う。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(本規程の改廃)

第11条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から実施する。

この改定は、平成25年4月1日から実施する。